

転院・入院にかかるコロナ患者・コロナ疑い患者の受入拡大を図るための緊急支援

国直接執行

- 感染者の増加により新型コロナ患者を受け入れる病床が一部の地域で逼迫している中で、入院4日間経過後の病状が落ち着いた患者を受け入れる病床など、新型コロナ患者の病床を緊急に確保することにより、転院・入院を円滑化し、病床の効率的な活用を促進する。

1. 対象医療機関

- 都道府県から4月1日から7月末までの間に、新型コロナ患者の確保病床を追加で割り当てられ、即応病床とした医療機関（医療機関は、転院受入病床等のコロナ病床を確保すること。）

（追加的支援措置）

- 7月末までの当該支援を**9月末まで延長**する。
- 病床の効率的な活用を促進する観点から、支援の延長となる8月又は9月に追加で割り当てられた確保病床を即応病床とした場合は、当該即応病床の病床使用率が9月末までの間に25%以上となったことを要件とする。

※都道府県からの患者受入要請を正当な理由なく断らないこと。G-MIS等に必要な情報の入力を実際に行うことにより入院受入状況等を正確に把握すること。

2. 補助基準額

新たに確保した新型コロナ患者の即応病床数 × 450万円

3. 対象経費

- 人件費及び感染拡大防止等に要する費用（人件費は補助額の2/3以上）